

「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン  
の実施のための制度のあり方について」

中間とりまとめの方向性

交通政策審議会  
海事分科会  
船舶交通安全部会

船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のため、下記事項について引き続き検討を行う。なお、検討を進めるにあたっては、関係船舶への移動命令等の伝達手段など、運用上の問題解決についても、併せて整理していくことが求められる。併せて、航路標識の適切な整備・管理については、小委員会を設置し、検討を行う。

## 1. 一元的な海上交通管制の構築

### (1) 非常災害発生時における湾内全域を一体と捉えた移動命令等の導入

- ・非常災害の発生により、湾内において船舶交通の危険や船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合に、湾内全域を一体と捉え、湾内への入湾制限、湾内での移動、航行する経路指定、湾外への退去に関する命令を行う制度の検討が必要である。

「湾内」とは、自然及び社会経済的条件から、船舶交通が特にふくそうし、非常災害が発生した場合には海難が発生する蓋然性が高い海域をいう。以下同じ。

### (2) AIS航路標識による緊急確保航路等の明示・手続の迅速化

- ・非常災害や、海難の発生した時において、船舶が航行することが危険な海域等を示す指標として設置する航路標識については、告示によらず他の方法により周知する制度の検討が必要である。
- ・国の機関又は地方公共団体が航路標識を設置する場合には、許可を得るのではなく海上保安庁と協議し、設置する制度の検討が必要である。

### (3) 非常災害発生時における情報聴取義務海域の湾内全域への拡大

- ・航路及びその周辺海域のみとなっている現行の情報聴取義務海域は、非常災害が発生した時には湾内全域とし、当該海域内の一定の大きさの船舶に対し、船舶交通の障害発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報、その他の航路及び海域を安全に航行するために必要と認められる情報等を提供する制度の検討が必要である。
- ・上記船舶は湾内を航行している間は、提供される情報を聴取する制度の検討が必要である。
- ・現行と同様に、当該海域において危険を防止するため必要なときは勧告を行い、船長は勧告に基づいて講じた措置を報告する制度の検討が必要である。

### (4) 位置通報による湾内全域の船舶動静の把握と事前通報の一元化

#### 位置通報による船舶動静の把握

- ・非常災害の発生時において、即時に湾内の船舶の動静を把握し、適切

な船舶交通の整理を行うことにより、湾内の安全を確保するため、湾内に入域又は出港しようとする一定の船舶は、入域又は出港時点においてその旨を海上交通センターに通報する制度の検討が必要である。

#### 事前通報の一元化

- ・湾内に設定されている海上交通安全法の航路及び港則法の航路(水路)を航行する船舶の航路管制を一体的に行うことにより、船舶交通の効率性と安全性を向上させるため、海上交通安全法の航路、港則法の航路(水路)を航行する場合において事前の通報を一元化する制度の検討が必要である。
- ・当該通報を行った場合には、海上交通安全法の航路及び港則法の航路(水路)に関するそれぞれの通報は不要とする制度の検討が必要である。
- ・一体的な管制の実施にあたり、船舶交通の安全を確保するため、航路入港予定時刻等の変更を指示する制度の検討が必要である。

## 2. 航路標識を活用した安全対策の強化

### (1) 船舶自動識別装置(AIS)の活用

- ・準ふくそう海域におけるAIS航路標識を活用した経路指定  
(船舶交通安全部会審議結果を踏まえて記載する。)
- ・AISを利用した乗揚防止情報等の聴取義務  
(船舶交通安全部会審議結果を踏まえて記載する。)
- ・AIS航路標識等に対する機能障害の抑止  
(船舶交通安全部会審議結果を踏まえて記載する。)

### (2) 航路標識の適切な整備・管理

- ・海上構造物等に対する衝突・乗揚げ防止のための航路標識の設置勧告等  
(船舶交通安全部会審議結果を踏まえて記載する。)
- ・航路標識の設置手続きの簡素化(届出制、設置基準の明確化)  
(船舶交通安全部会審議結果を踏まえて記載する。)

## 3. 船舶交通の現状を踏まえた現行制度の見直し

(船舶交通安全部会審議結果を踏まえて記載する。)

## 4. 小委員会の設置

(船舶交通安全部会審議結果を踏まえて記載する。)